大気汚染に係る環境基準について（抜粋）

Ｓ４８，６，１２

環大企１４３

環境庁大気保全局長から各都道府県知事・各政令市長あて

3　環境基準による大気汚染の評価について

(1)　短期的評価

二酸化いおう等の大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価する場合は、環境基準が 1 時間値または 1 時間値の 1 日平均値についての条件として定められているので、前記測定方法により連続してまたは随時に行なつた測定結果により、測定を行なつた日または時間についてその評価を行なうものとする。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としないものとする。

なお、1 日平均値の評価にあたつては、1 時間値の欠測(上記の評価対象としない測定値を含む。)が 1 日(24 時間)のうち 4 時間をこえる場合には、評価対象としないものとする。

(2)　長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を適確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行なうことが必要であるが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること。測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施されるようにされたい。

長期的評価の方法としては、WHO の考え方をも参考に、二酸化いおうまたは二酸化窒素に係る年間にわたる 1 日平均値である測定値(前記の評価対象としない測定値は除く。)につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外して評価を行なうものとする。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準をこえる日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いは行なわないこととして、その評価を行なうものとする。

4　環境基準の適用範囲について

二酸化いおう等に係る環境基準は、人の健康を保護する見地から設定されたものであるので、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条第 8 項に規定する工業専用地域(旧都市計画法(大正 8 年法律第 36 号)による工業専用地区を含む。)、港湾法(昭和 25 年法律第 218

号)第 2 条第 4 項に規定する臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所については適用されないものである。

このことは、当該地域、または場所における大気汚染の改善の目標、あるいは未然防止の指針として、本環境基準を用いないという意味であつて、当該地域または場所における環境大気についてはすべて大気保全行政の対象としない趣旨ではないので念のため申し添える。